

犬の飼い主の皆さんへ ～あなたは犬をきちんと飼っていますか？～

【問い合わせ先】瀬戸内市役所 環境部 環境課 ☎ 0869-22-1899

犬の飼い主の義務



その1 犬の登録・狂犬病予防注射は必ずしましょう

- 狂犬病予防法により、犬（生後91日以上）の所有者は、犬の登録（犬の生涯に1回）と、狂犬病予防注射（毎年1回）が義務付けられています。
〔犬の登録手数料：3,000円、狂犬病注射済票交付手数料：550円〕
- 登録時に交付を受けた **鑑札** (図1) と、狂犬病予防注射後に交付を受けた **注射済票** (図2) は、必ず犬に着けましょう。迷子札にもなります。紛失した場合は再交付の手続きをしてください。
〔再交付手数料 鑑札：1,600円、注射済票：340円〕
- 違反した場合、狂犬病予防法に基づき20万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 動物病院等で狂犬病予防注射を受けた場合、市役所で **注射済票** (図2) 交付手続きが必要です。病院によっては交付まで行ってくれる病院もあります。病院へおたずねください。
〔手続きに必要なもの… ①獣医師が発行した **注射済証** (図3) ②手数料 550円〕

(図1) 鑑札



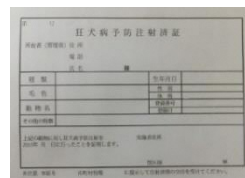
ステンレス製

(図2) 注射済票



アルミ製

(図3) 注射済証



紙製

※市と岡山県獣医師会では、4～5月(裏面の日程)に市内を巡回し、集合注射を行います。
市の集合注射では、登録と狂犬病予防注射・済票交付を一度に行うことができます。

その2 犬の飼い主や住所が変わったときや、犬が死んだ場合は、届出が必要です

- 市外から転入した時は、前住所地で交付された鑑札と瀬戸内市の鑑札を交換します。
- 市外へ転出した時は、瀬戸内市の鑑札を持って新しい住所地の市区町村で鑑札交換などの手続きをしてください。
- 犬が死亡したときは、市役所（環境課 ☎ 0869-22-1899）へお知らせください。

その3 犬が行方不明になったら→市役所、警察署、岡山県動物愛護センターへ連絡を

- 市ホームページでは[迷い犬保護情報]を随時掲載します。
→ 瀬戸内市ホームページ → [くらし・手続き] - [ペット・家畜動物] をご覧ください。
 - 瀬戸内市役所 環境課 ☎ 0869-22-1899 (瀬戸内市邑久町尾張300番地1)
 - 瀬戸内警察署 ☎ 0869-34-6110 (瀬戸内市牛窓町牛窓4780番地11)
 - 岡山県動物愛護センター ☎ 086-724-9512 (岡山市北区御津伊田2750番地)

犬を飼うときのマナー

★ 犬を捨てないでください

責任をもって、最後まで大切に飼いましょう。

★ 散歩時の犬のフンは責任を持って始末しましょう

犬のふん尿の不始末により、不快な思いをしている人がいます。

★ 放し飼いはやめましょう

放し飼いは、近所の迷惑になるだけでなく、事故を引き起こす原因になります。

★ 鳴き声や悪臭に注意しましょう

近所の迷惑にならないよう飼い方を工夫し、しつけや掃除をきちんとしましょう。

